

令和八年十月

令和八年九月文京区議会定例議会議案(二)

文京区

目次

議案第五十三号	文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約	5 頁
議案第五十四号	特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約	7 頁
議案第五十五号	特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約	9 頁
議案第五十六号	特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約	11 頁
議案第五十七号	特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約	13 頁
議案第五十八号	文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について	15 頁

議案第五十三号

文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事請負契約

文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 文京シビックセンター議会フロア改修その他機械設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金十六億二千九百八十万四千円

四 契約の相手方 太平・酒井・日管建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目十九番六号

株式会社太平エンジニアリング

代表取締役 後藤悟志

構成員 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号

酒井工業株式会社

代表取締役 酒井孝

構成員

東京都文京区湯島一丁目十一番五号

株式会社日管設備

代表取締役 富永光孝

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 総務費 施設管理費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十四号

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金十四億三千万円
- 四 契約の相手方 松下・ビッグルフ・工技研建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目三十四番四号

株式会社松下産業

代表取締役 松下和正

構成員 東京都文京区水道一丁目十二番十五号

株式会社ビッグルフ

代表取締役 大屋高広

構成員 東京都文京区本郷二丁目十二番六号

株式会社工業技術研究所
代表取締役 田辺玲子

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 民生費 老人福祉費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十五号

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約

右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金十億三千百十六万二千円

四 契約の相手方 太平・小嶋・青木建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷三丁目二十二番九号

太平電気株式会社東京支社

支社長 阿部正樹

構成員 東京都文京区千駄木二丁目四十六番四号

小嶋電工株式会社

代表取締役 小嶋守

構成員

東京都文京区小石川二丁目三番二十五号

株式会社青木電機工業所

代表取締役 青木崇

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 民生費 老人福祉費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十六号

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約
特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に

よる随意契約

三 契約金額 金六億千四百十一万九千円

四 契約の相手方 太平・高橋・エイシー建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目十九番六号

株式会社太平エンジニアリング

代表取締役 後藤悟志

構成員 東京都文京区千石四丁目十四番十号

株式会社高橋管工社

代表取締役 高橋直和

構成員

東京都文京区白山一丁目二十一番十五号

株式会社エイシーセレニティ

代表取締役 國井福太郎

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 民生費 老人福祉費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十七号

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約
右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約
特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事
二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定に
よる随意契約

三 契約金額 金四億九千六十二万二千円

四 契約の相手方 太平・泉屋・松嶋建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都文京区本郷一丁目十九番六号
株式会社太平エンジニアリング

代表取締役 後藤悟志

構成員 東京都文京区湯島一丁目六番八号

株式会社泉屋工業所

代表取締役 齋藤博

構成員

東京都文京区本郷四丁目三十五番十四号

松嶋建設工業株式会社

代表取締役 安田洋之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- | | |
|---------|----------------------|
| 一 工 期 | 契約締結の翌日から令和十年三月十五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和八年度 一般会計 民生費 老人福祉費 |
| | 令和九年度 債務負担行為 |

議案第五十八号

文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について
右の議案を提出する。

令和八年十月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部変更について
令和二年七月二日契約第二千四百八号により締結した文京区立明化小学校等改築工事請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

- 一 契約の目的 文京区立明化小学校等改築工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金五十九億九千三百四十四万九千円
(変更前の契約金額 金五十九億五千七百七十三万二千元)
- 四 契約の相手方 飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都港区港南一丁目八番十五号

飛島建設株式会社

代表取締役社長 築地功

構成員

東京都文京区後楽一丁目一番十三号
株式会社小野組

代表取締役社長 猪又正巳
 東京都文京区本郷二丁目三十一番十号
 伊藤工業株式会社

代表取締役 佐々木淳子

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期	令和二年七月三日から令和八年十月三十日まで
二 支出科目	令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和三年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和五年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和六年度 一般会計 教育費 学校教育費
	令和七年度 一般会計 教育費 学校教育費

令和八年度 一般会計 教育費 学校教育費

